

上尾税務署からのお知らせ

上尾税務署では、今年の確定申告期間中は、平日以外でも、2月18日・25日の日曜日に限り、税務署において確定申告の相談・申告書の受付を行います。（現金納付の窓口業務は行いません。）

なお、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おき願います。

駐車場が狭いので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

● 上尾税務署個人課税第一部門（申告案内窓口）

☎770-1804

税理士による無料税務相談

日時 2月1日(木)～15日(木)（土・日曜、祝日を除く）
2月1日は研修のため相談を受け付けられない場合があります。

場所 最寄りの各税理士事務所

対象 年金受給者（年金収入が600万円以下）
給与所得者（給与収入600万円以下）で医療費控除を受けようとする方
平成18年中の退職者
年末調整が済んでいない方

申込み・問合せ 電話で関東信越税理士会上尾支部または最寄りの税理士事務所へ（9時30分～16時）

関東信越税理士会事務所上尾支部

Tel 776-8777 Fax 776-8322

所得税の還付申告はお早めに

- 上尾税務署では1月4日から受け付けています -

年末調整ではできない医療費控除や住宅借入金等特別控除などを税務署に申告することによって、所得税の一部または全部が還付されます。

医療費控除

あなたご自分やご家族（同一生計）の病気やけがなどにより支払った医療費があるとき

住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを取得したり、増改築をした場合で一定の要件に該当するとき

会社などを中途退職した方

平成18年中に会社などを退職した後、再就職していないとき
還付申告の受付

上尾税務署では1月4日から還付申告書の提出ができます。また、町でも下記の日程で受け付けます。

ただし、譲渡所得や贈与税の申告相談などは受け付けできませんので、上尾税務署へ提出してください。

受付日時 2月8日(木)・2月9日(金) 9時～15時30分

場所 総合センター2階多目的ホール

● 税務課町民税係☎2152

上尾税務署個人課税第一部門（申告案内窓口）

☎770-1804 【〒362-8504 上尾市大字西門前577】

還付申告をすることができる要件等詳しくは、広報と同時期に配布されたチラシ「上尾税務署からのお知らせ」をご覧ください。

上尾税務署では、確定申告書等についてはご自分で作成し、郵送等で提出していただく「自書申告」をお願いしています。

国(所得税)から地方(住民税)へ 税源が移譲されます

変更内容

平成19年から所得税と住民税の税率が変わります

- ・ **所得税**（平成19年1月分から適用）
4段階の税率を、6段階に細分化
- ・ **住民税**（平成19年6月分から適用）
3段階の税率から、一律10%に
モデルケース（右表）を参照

定率減税が廃止されます

平成18年

- ・ **所得税**：平成18年1月分から税額の10%相当額を減額（12.5万円を限度）
- ・ **住民税**：平成18年6月分から税額の7.5%相当額を減額（2万円を限度）

平成19年

- ・ **所得税**：平成19年1月分から廃止
- ・ **住民税**：平成19年6月分から廃止

住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

平成17年度

合計所得金額が125万円以下の方...非課税

平成18年度以降 課税

経過措置として...

- ・ 平成18年度は税額の3分の2を減額
- ・ 平成19年度は税額の3分の1を減額
- ・ 平成20年度以降は、全額負担

この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

地方分権を進めるため、国から地方へ3兆円の税源が移譲されることにより、次のとおり変更となります。なお、変更の時期は種類によって異なりますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

● 税務課町民税係☎2152

モデルケース

独身者の場合

給与所得	税源移譲前		
	所得税	住民税(所得割)	合計
300万円	124,000円	64,500円	188,500円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円

給与所得	税源移譲後		
	所得税	住民税(所得割)	合計
300万円	62,000円	126,500円	188,500円
500万円	160,500円	260,500円	421,000円
700万円	376,500円	404,500円	781,000円

負担増減額なし

夫婦 + 子ども2人の場合

給与所得	税源移譲前		
	所得税	住民税(所得割)	合計
300万円	0円	9,000円	9,000円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円

給与所得	税源移譲後		
	所得税	住民税(所得割)	合計
300万円	0円	9,000円	9,000円
500万円	59,500円	135,500円	195,000円
700万円	165,500円	293,500円	459,000円

負担増減額なし

夫婦 + 子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

償却資産の申告は 1月31日(水)までです。

償却資産とは、事業を営む個人（法人）が使用している事業用資産をいいます。

この償却資産は固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に1月31日までに申告することになっています。

町では、申告用紙を12月中旬に発送しましたので、申告をお願いします。

なお、用紙がない場合または、申告等について不明な点がありましたら、**税務課固定資産税係**☎2154までお問い合わせください。

申告を要する方

償却資産を町内に所有する方、または貸し付けている方。

（なお、1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、整理の都合上、申告書にその旨を記入して提出してください。）

償却資産の種類

- ・ **構築物**
広告塔、看板、門、塀、舗装路、その他土地に定着する土木設備など
- ・ **機械および装置**
コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
- ・ **車両および運搬具**
ブルドーザーなど
- ・ **工具、器具および備品**
机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、金型など

申告を要しない資産

- 耐用年数1年未満、または取得価格もしくは製作価格が20万円未満の償却資産
- 家庭用に使用される資産
- 自動車税、または軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など

☎ **税務課固定資産税係**☎2154

町税等の納期

納付は納期限
までにお忘れなく

納付期限 1月31日

町県民税	4期
国民健康保険税	7期
介護保険料	7期

納期内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

☎ **収税課**☎2143

つどいの広場に 来てみませんか？

1月17日
スタート

0～3歳のお子さんとお父さん、お母さんたちが、気軽に集まって、おしゃべりや情報交換など、交流を図る場として「つどいの広場事業」を1月17日から始めます。

子育てについて心配ごとがありましたら、スタッフまでお声がけください。

開催日時 毎週水・金曜（祝日は除く）
9時～12時

場 所 ふれあい活動センター（ゆめくる）
児童室

参加費 無料

☎ **福祉課児童係**☎2127または2128

ご利用ください

年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成18年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料および過去10年以内の追納保険料（保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた方が対象）などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・納付書・社会保険事務所から送られたはがき等を持参してください。

その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時：1月24日(水)
13時～16時

場所：役場3階
第1会議室

☎ **住民課年金係**☎2117

国民年金制度のあらしQ & A

Q 国民年金にはどんな人が加入するの？

A 国民年金には、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。職業によって次の3つの種類（被保険者）に分けられます。

- **第1号被保険者** 学生、フリーアルバイト、自営業者など（第2号・第3号以外の方は収入にかかわらず第1号被保険者になります）
- **第2号被保険者** 会社員や公務員など
- **第3号被保険者** 第2号被保険者に扶養されている配偶者

Q 年金って若いときにも関係あるの？

A 関係あります！国民年金は老後の年金だけでなく、病気やけがで障害が残ったときにも、障害基礎年金が支給されます。交通事故やけがなど、万が一のことはいつ自分の身に起こるかわかりません。そんなときに、生活の支えになるのが障害基礎年金です。また、一家の働き手が亡くなったとき、残された家族を支える遺族基礎年金もあります。

Q 保険料はいくら・どうやって納めるの？

A 第1号被保険者の保険料は、1か月13,860円（平成18年度額）です。社会保険庁から納付書が送られてきますので、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。口座からの引き落としもできます。

Q 収入がなくて保険料を納められない場合は？

A 学生であれば、在学中の保険料が後払いできる学生納付特例制度があります。学生でない方も保険料の免除や納付猶予を受けられる制度があります。いずれも前年所得による審査がありますが、納められないときはそのままにせず、ご相談ください。

☎ **住民課年金係**☎2117